## 処方登録における基本ルール

作成 08/09/03 修正 09/09/30

処方登録について、以下のルールに従って処理をお願いします。

## 1. 基本処方

- (1) 製造や開発や品質管理の観点から製品処方の標準として使う処方である。
  - ・コスト収率計算に使う

・品質計算(添加物・アレルギー・原材料・成分など)に使う

・スケール処方・再加工処理処方・立会い処方などの作成において元にする処方。

自社処方品にあっては 必ず開発者が承認した処方である事。

- (2) ホストの処方 6 桁の末尾桁 D、まだはIIS の処方の基本処方区分が1 の処方を "基本処方"とする。
- (3) 預り原料、開発から持ち込む原料(無償提供)の場合も全て入力する。
- (4) 1回だけの製造においても登録する。
- (5) 常に最新の処方として更新する。 (スケール処方だけ更新することの無、ように注意の事。)
- 2. ホストの処方 の末尾の使い方
  - (1) 基本処方以外は、1~9を用いる。
  - (2) 1~9 に以まらないときは、別途処方 を採ることになるが、基本処方でなければ未尾桁 D は使用しない。
- 3. スケールアップ・ダウンする場合
  - (1) 基本処方を用いて、払出数量と共に標準出来高数量もその割合にあわせる事。
  - (2) 処方の親は自社製造品で、勘定区分は、仕掛品以上である事。

以上